平成３０年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領

制　　定　平成31年2月26日

30水漁第1408号　水産庁長官承認

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

　水産物・水産加工品輸出拡大協議会（以下「協議会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び水産物輸出産地緊急対策事業実施要領（平成31年2月7日30水漁第1328号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき水産物輸出産地緊急対策事業（以下「本事業」という。）を実施するため、以下のとおり水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

**（事業の目的）**

第１条　「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活性創造本部とりまとめ）及び「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）等に基づき水産物の輸出拡大の取組を行う必要がある。

　このため、輸出拡大を目指す水産加工業者等に対して、輸出先国・地域の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備の支援を行うものとする。

**（事業の内容）**

第２条　協議会は、日本産水産物の計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、公募の上、輸出先国・地域が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器整備に要する経費について、助成金を交付するものとする。

２　協議会は、前項の事業に係る日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を公募し、協議会が設置する計画認定委員会において、審査を行うものとする。協議会は、審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、水産加工業者等に対する機器の購入経費交付事務、その他前項の事業の管理運営を行うものとする。

**（プロジェクトの要件）**

第３条　支援対象となるプロジェクトは、以下の（1）から（3）までの要件を全て満たすこととし、プロジェクトが（4）に該当する場合には、審査において優先配慮することとする。

（1）日本産水産物を計画的に輸出する取組であること。

（2）計画を達成するための考え方が含まれており、輸出額の計画的な増加が見込まれていること。

（3）プロジェクトを実施しようとする者（以下「プロジェクト申請者」という。）は、GFP（農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/entry.html>）に登録している者であること。

（4）「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく重点品目を輸出する事業（漁船漁業による漁獲物を原料とする場合にあっては、このうち次のア又はイに該当するもの）

　　　ア　「水産物輸出促進緊急基盤整備事業実施要領」（平成28年１月20日付け27水港第2637号水産庁長官通知）第２の１に規定する大規模流通・輸出拠点漁港（以下「大規模流通・輸出拠点漁港」という。）、水産物輸出拡大施設整備事業で整備する港湾又はそれらの港と同等の水揚げを有する漁港若しくは港湾から原料を調達し輸出する事業

　　　イ　大規模流通・輸出拠点漁港又は水産物輸出拡大施設整備事業で整備する港湾において一体的に整備される水産物流通センターを活用して輸出する事業

**（助成対象経費及び助成率）**

第４条　助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先国・地域の政府、輸入業者・バイヤー、小売店等が求める品質・衛生条件（当該条件を求める者が作成した書類により確認できるものに限る。）への適合に必要な機器の購入経費とする。

２　助成率は、助成対象経費の１/２を上限とする。

**（プロジェクトの計画の作成）**

第５条　プロジェクト申請者は、別記様式第１号によりプロジェクトの計画承認申請書（以下「輸出計画書」という。）を作成し、協議会に提出するものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第２号とする。

**（輸出計画書の審査・承認）**

第６条　協議会は、学識経験者、有識者、専門家等からなる計画認定委員会を開催し、提出された輸出計画書について審査を行い、実施要領別記第4の2の（2）の規定に基づき、

審査結果を実施要領別紙様式４により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

**（助成金の交付）**

第７条　輸出計画書の承認を受けたプロジェクト申請者は、協議会が別に通知する提出期限までに、協議会に対し別記様式第3号により助成金の交付申請を行い、協議会は適当と認める場合に、プロジェクト申請者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。なお、これを変更、中止又は廃止しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第4号とする。

２　プロジェクト申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

**（交付の条件）**

第８条　次に掲げる事項は、協議会が助成金の交付の決定をする場合に付する条件とする。

（1）第7条により助成決定する旨の通知を受けたプロジェクト申請者（以下「プロジェクト実施者」という。）は、プロジェクトの内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、協議会の承認を受けなければならないこと。

（2）プロジェクト実施者は、プロジェクトを中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、協議会の承認を受けなければならないこと。

（3）プロジェクト実施者は、プロジェクトが予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はプロジェクトの遂行が困難となった場合においては、速やかにプロジェクトが予定の期間内に完了しない理由又はプロジェクトの遂行が困難となった理由及びプロジェクトの遂行状況を記載した書類を協議会に提出し、その指示を受けなければならないこと。

（4）プロジェクト実施者は、プロジェクトに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類をプロジェクトの完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しなければならないこと。

**（申請の取り下げ）**

第９条　プロジェクト実施者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を協議会に提出しなければならない。

**（交付決定の取消等）**

第10条　協議会は、第8条（2）の規定によるプロジェクトの中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

（1）プロジェクト実施者が、法令、本助成要領又は法令若しくは本助成要領に基づく協議会の処分若しくは指示に違反した場合

（2）プロジェクト実施者が、助成金をプロジェクト以外の用途に使用した場合

（3）プロジェクト実施者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　協議会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　協議会は、第1項（1）から（3）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第2項の規定による助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

**（助成金の概算払）**

第11条　プロジェクト実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第５号により概算払請求を行い、協議会は、これに基づき助成金の概算払を行うことができるものとする。

**（状況報告）**

第12条　プロジェクト実施者は、プロジェクトの交付決定に係る年度の6月、9月及び12月の末日現在おいて別記様式第6号によりプロジェクトの遂行状況を作成し、それぞれ翌月15日までに協議会に提出するものとする。

２　プロジェクト実施者は、プロジェクトの完了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間にわたり、別記様式第6－2号によりプロジェクトの遂行状況・機器の利用状況等についての報告書を作成し、各年度終了後60日以内に協議会に報告するものとする。

**（事業実績の報告及び助成金の精算払**）

第13条　プロジェクト実施者は、プロジェクト終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号により事業実績報告書を作成し、協議会に提出するとともに、別記様式第8号により精算払請求書を作成し、協議会に助成金の交付を申請するものとする。

２　第7条第2項ただし書により交付の申請をしたプロジェクト実施者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第7条第2項ただし書に該当した当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

３　第7条第2項項ただし書の規定により交付の申請をしたプロジェクト実施者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各プロジェクト実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第９号により速やかに協議会に報告するとともに、協議会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第14条第１項の確定のあった翌年6月20日までに、同様式により協議会に報告しなければならない。

**（助成金の額の確定等）**

第14条　協議会は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実態結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に通知する。

２　協議会は、プロジェクト実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

３　前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、協議会は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

**（特許権等の取得報告等）**

第15条　プロジェクト実施者は、プロジェクトの実施の結果、得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、別記様式第10号の特許権等出願届出書を協議会に提出しなければならない。

２　プロジェクト実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第11号の特許権等取得届出書を協議会に提出しなければならない。

３　プロジェクト実施者は、第１項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続きについては、次のとおりとする。

（1）プロジェクトを実施した年度及び当該年度の翌年度以降５年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第12－１号により事前に協議会と協議する。

（2）プロジェクトを実施した年度の翌年度以降５年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第12－２号により協議会に報告する。

**（財産の管理等）**

第16条　プロジェクト実施者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した機器（以下「導入機器」という。）については、プロジェクトの完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　導入機器を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

**（導入機器の処分の制限）**

第17条　プロジェクト実施者は、導入機器（1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。以下同じ。）について、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）中に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け又は担保提供を含む）しようとするときは、あらかじめ別記様式第13号により、協議会の承認を受けなければならない。

２　前項に定める導入機器の処分制限期間は規則第５条の別表に掲げるものとする。

**（関係書類の整備）**

第18条　プロジェクト実施者は、第8条（4）の規定にかかわらず、導入機器で処分制限期間を経過しないものは、第8条（4）に規定する帳簿に加え、別記様式第14号による財産管理台帳及びその他関係書類を処分制限期間が終了するまで整備保管しなければならない。

**（管理運営規程の内容）**

第19条　プロジェクト実施者は、導入機器の管理運営が当該プロジェクトの趣旨に即して適正に行われるように別記様式第15号により管理運営規程を定め、協議会に報告するとともに、これに基づき管理運営を行うものとする。

**（その他）**

第20条　この助成要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁及び協議会が協議の上、定めるものとする。

別記様式第１号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト計画承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

年　　月　　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト申請者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　印

　平成30年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトの計画を下記のとおり策定したので、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第５条の規定に基づき、承認を申請する。

記

１　プロジェクト申請者の概要

（1）プロジェクト申請主体

|  |  |
| --- | --- |
| プロジェクト申請者主体名称 |  |
| 代表者役職氏名 |  |
| 郵便番号、住所 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

（2）プロジェクト申請者の事業内容

　（注）プロジェクト申請者が行う定款等に定められた事業内容について記載すること。

（3）プロジェクト申請者の組織規模等

　 （注）プロジェクト申請者の組織、活動範囲、構成員（社員）の概要、専門知識のある職員の有無等について記載すること。また、組織図（定員数及び在籍人数も明記）等を作成すること（別紙可）。

（4）主任担当者（注）実質的な担当者名を記載のこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 役職 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

（5）経理責任者（注）助成金の経理事務を行う者を記載のこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 役職 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

（6）プロジェクトを申請する年度における他の補助事業の申請状況

（注）施設、設備にかかる補助事業内容を記載のこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名、補助金額 |  |
| 事業概要 |  |

（7）過去の補助事業、委託事業の実績

（注）施設、設備にかかる補助事業内容を記載のこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施年度、事業名 |  |
| 補助金額 |  |
| 事業概要 |  |

（8）プロジェクト資金の調達方針

（注）金融機関からの借入や自己資金などの別について記載のこと。

（9）経理処理体制

（注）処理の流れ、資金の管理方法及び経理担当者の人数、経験年数、他の補助事業の経験の有無、公認会計士・税理士等第三者のチェックの有無などを記載すること。

２　プロジェクトの内容

（1）助成対象機器の詳細

　　　ア　当該機器の必要性

（注）輸出先国・地域の政府、輸入業者・バイヤー、小売店等が求める品質・衛生条件への適合に、当該機器が必要な理由を記載すること。また、その根拠となる輸出先国・地域の政府、輸入業者・バイヤー、小売店等が作成した書類を添付すること（関連部分の和訳も添付すること。）。

　　　イ　機器の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器名称 | 仕様 | 数量 | 金額（千円） | 設置場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（注）1．機器の概要が分かる資料（パンフレット等）を添付すること。

　　　　　　　　　2．経費明細書（メーカー見積書等）を添付すること。

　　　　　　　　　3．「仕様」には、型式、サイズ、性能等を記載すること。

　　　ウ　機器の導入予定時期　　　　　　年　　月　　日

（2）輸出拡大への取組方針

　　　ア　輸出実績（平成〇年度）

　　　　　①輸出先国

　　　　　②品目別輸出数量（トン）及び金額（千円）

　　　　　（注）プロジェクトを申請する年度の前年度の輸出実績を記載すること。

　　　イ　輸出目標

　　　　　①輸出先国

　　　　　②品目別、輸出目標数量（トン）及び目標金額（千円）

（注）プロジェクトを申請する年度から、プロジェクト完了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間までの各年の輸出先国別・品目別の輸出目標数量及び目標金額を下表に従い記載すること。



③　輸出拡大に向けた取組及び戦略

（注）輸出先国の業者や企業との相談状況、仲介商社等との相談状況、商談会等への参加状況、輸出先国でのマーケティング等を記載すること。

　　　　　④　原料（日本産水産物）の内容及び調達方法

（注）どこから、どれだけ、どのような形で仕入れるのか記載すること。

　　　　　⑤　輸出用製品の形態、輸出経路及び販売戦略

（注）どのような製品を、どのような物流及び商流で輸出し、どのような戦略で販売するのか記載すること。

３　経費内訳

当年度収支予算

　(1)収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業費（Ａ+Ｂ） | 助成金（Ａ） | 自己負担金（Ｂ） |
| 機器購入費 |  |  |  |

　(2)支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分（機器名称） | 事業費（Ａ+Ｂ） | 助成金（Ａ） | 自己負担金（Ｂ） | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（注）1　区分には機器名称を記載すること。

　　　　　2　実際に収入及び支出が見込まれるものを記載すること。

（添付資料）

・定款。又はこれに代わるもの。

・プロジェクト実施年度の前年度におけるプロジェクト申請者の財務状況がわかる資料（貸借対照表及び損益計算書。又はこれらに代わるもの。）

・登記事項証明書（登記簿抄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可。）

・プロジェクト実施年度の前年度の事業報告書及びプロジェクト実施年度の事業計画書。又はこれらに代わるもの。

＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。

別記様式第２号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト計画変更承認申請書

番　　　　　号

年　　月　　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト申請者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けをもって承認のあった日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトの計画について、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第５条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認を申請する。

記

１　計画変更の内容等

２　プロジェクト開始からの取組状況及び計画変更を行う理由

３　計画変更後の取組内容について

４　経費内訳

（1）当年度収支予算

　①収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業費（Ａ+Ｂ） | 助成金（Ａ） | 自己負担金（Ｂ） |
| 当年度 |  |  |  |

　②支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分（機器名称） | 事業費（Ａ+Ｂ） | 助成金（Ａ） | 自己負担金（Ｂ） | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（注）「４　経費内訳」については、承認を受けた内容と変更後の内容が容易に比較できるよう変更部分を上下二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。

別記様式第３号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト助成金交付申請書

番　　　　　号

年　　月　　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト申請者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　平成３０年度において、下記のとおり事業を実施したいので、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第７条の規定に基づき、助成金△△△△円の交付を申請する。

記

１　プロジェクトの目的

２　プロジェクトの内容

助成対象機器の詳細

　　　ア　当該機器の必要性

（注）輸出先国・地域の政府、輸入業者・バイヤー、小売店等が求める品質・衛生条件への適合に、当該機器が必要な理由を記載すること。また、その根拠となる輸出先国・地域の政府、輸入業者・バイヤー、小売店等が作成した書類を添付すること。（関連部分の和訳も添付すること。）

　　　イ　機器の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器名称 | 仕様 | 数量 | 金額（円） | 設置場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（注）1．機器の概要が分かる資料（パンフレット等）を添付すること。

　　　　　　　　　2．経費明細書（メーカー見積書等）を添付すること。

 3.「仕様」には、型式、サイズ、性能等を記載すること。

　　　ウ　機器の導入予定時期　　　　　年　月　日

３　経費の配分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 助成事業に　要する経費 | 負担区分 | 備　考 |
| 助成金 | 自己負担金 |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

　（注）備考欄に機器ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

４　プロジェクト完了予定年月日　　　　　　　　年　　月　　日

５　収支予算

　（1）　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減（△） | 備考 |
| 助成金 |  |  |  |  |
| 自己負担金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　（2）　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分（機器名称） | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減（△） | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

（注）備考欄には積算の基礎を記載すること。（別紙可）

＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。

別記様式第４号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト助成金

変更（中止又は廃止）承認申請書

番　　　　　号

年　　月　　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けをもって助成金の交付決定の通知があった平成30年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトについて、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第７条の規定に基づき申請する。

記

（注）１　記の記載要領は、別記様式第３号の記の様式に準ずるものとする。

　　　　この場合において、同様式中の「プロジェクトの目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と書き換え、助成金の交付決定により通知されたプロジェクトの内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後のプロジェクトの内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を上下二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。

２　添付資料については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。

別記様式第５号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト助成金概算払請求書

番　　　　　号

年　　月　　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けをもって助成金の交付決定の通知があった平成30年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトについて、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第11条の規定に基づき、下記により金△△△△円を概算払いにより交付されたく請求する。

記

１　支払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分(機器名称) | 助成事業に要する経費 | 助成金（A） | 既受領額 | 今回請求額 | 残高A-（B+C） | プロジェクト完了予定年月日 | 備考 |
| 金額（B） | 出来高％ | 金額（C） | 出来高％ | 金額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）今回の請求額に係る領収書及び金融機関の振込受付書など支払完了を証する書類の写しを添付すること。

２　振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び預金の名義

＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。

別記様式第６号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト遂行状況報告書（　月末分）

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　印

　平成　年　月末分日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトの遂行状況を、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第12条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　プロジェクトの遂行状況

　 　 機器の名称等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入年月日 | 導入機器名 | 種類 | メーカー名 | 数量 | 金額円 | 設置場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

２　プロジェクトの成果

（１）輸出目標数量及び目標金額に対する実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸出先国 | 品目名 | 目　　　標 | 実　　　績 |
| 数量（トン） | 金額（千円） | 数量（トン） | 金額（千円） |
|  |  |  |  |  |  |

(注)目標には、輸出計画書に記載した本報告書を提出する年度における目標値を記入すること。また、実績には、本報告書を提出する年度における報告月末までの累計実績値を記入すること。

（２）輸出拡大に向けた取組及び戦略の状況

（注）報告時における輸出先国の業者や企業との相談状況、仲介商社等との相談状況、商談会等への参加状況、輸出先国でのマーケティング等を記載すること。

（３）原料（日本産水産物）の内容及び調達方法の状況

（注）報告時においてどこから、どれだけ、どのような形で仕入れたのか記載すること。

（４）輸出用製品の形態、輸出経路及び販売戦略の状況

（注）報告時においてどのような製品をどのような物流及び商流で輸出し、どのような戦略で販売したのか記載すること。

３　経費の状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分(機器名称) | 助成事業に要する経費 | 助成金 | 助成事業に要した経費 | 出来高％ | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

**＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。**

別記様式第６―２号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト遂行状況報告書

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　印

　平成　年度３月末分の日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトの遂行状況を、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　プロジェクトの遂行状況

　 　 機器の名称等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入年月日 | 導入機器名 | 種類 | メーカー名 | 数量 | 金額円 | 設置場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

２　プロジェクトの成果

1. 輸出目標数量及び目標金額に対する実績

　　（注）輸出目標数量及び目標金額に対する実績について、別記様式第1号により申請した輸出先国、品目別に、次表の様式に準じて記載し、目標値はプロジェクト完了の日が属する年度の翌年度から起算して5年目の数値を記載すること。また、原則として、数量及び金額については、当該年度の4月から翌年3月までの実績を記載すること。

　　　　なお、輸出実績が計画に達しない場合や前年度と比較して伸びていない場合は、その理由を記載すること。



（２）輸出拡大に向けた取組及び戦略の状況

　（注）報告時における輸出先国の業者や企業との相談状況、仲介商社等との相談状況、商談会等への参加状況、輸出先国でのマーケティング等を記載すること。

（３）原料（日本産水産物）の内容及び調達方法の状況

（注）報告時においてどこから、どれだけ、どのような形で仕入れたのか記載すること。

（４）輸出用製品の形態、輸出経路及び販売戦略の状況

（注）報告時においてどのような製品をどのような物流及び商流で輸出し、どのような戦略で販売したのか記載すること。

３　その他

注）輸出拡大の取組方針に関して、計画と実績とが大幅に乖離しているなどの事例があり、輸出戦略の見直し・改善提案等があれば記載すること。

**＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。**

別記様式第７号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト実績報告書

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けで助成金の交付決定の通知があった平成30年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトについて、下記のとおり実施したので、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第13条第1項の規定に基づき報告する。

記

１　プロジェクトの目的

２　プロジェクトの成果

（１）機器の名称等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入年月日 | 導入機器名 | 種類 | メーカー名 | 数量 | 金額円 | 設置場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

（２）輸出目標数量及び目標金額に対する実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸出先国 | 品目名 | 目　　　標 | 実　　　績 |
| 数量（トン） | 金額（千円） | 数量（トン） | 金額（千円） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（注）目標には、輸出計画書に記載した本報告書を提出する年度における目標値を記載すること。また、実績には、本報告書を提出する年度における直近の月末までの累計実績値を記入すること。

（３）輸出拡大に向けた取組及び戦略の状況

　（注）報告時における輸出先国の業者や企業との相談状況、仲介商社等との相談状況、商談会等への参加状況、輸出先国でのマーケティング等を記載すること。

（４）原料（日本産水産物）の内容及び調達方法の状況

（注）報告時においてどこから、どれだけ、どのような形で仕入れたのか記載すること。

（５）輸出用製品の形態、輸出経路及び販売戦略の状況

（注）報告時においてどのような製品をどのような物流及び商流で輸出し、どのような戦略で販売したのか記載すること。

４　経費の配分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分（機器名称） | 助成事業に要した経費 | 負担区分 | 備考 |
| 助成金 | 自己負担金 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

　（注）備考欄に消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

５　プロジェクト完了年月日　　　　平成　　年　　月　　日

６　収支精算

　（1）　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減（△） | 備考 |
| 助成金 |  |  |  |  |
| 自己負担金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　（2）　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分（機器名称） | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減（△） | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

（注）請求額に係る領収書及び金融機関の振込受付書など支払完了を証する書類の写しを添付すること。

**＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。**

別記様式第８号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト助成金精算払請求書

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けで助成金の交付決定の通知があった事業について、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第13条第１項の規定に基づき、下記により金△△△△円を精算払いにより交付されたく請求する。

記

１　支払請求額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分(機器名称) | 助成事業に要した経費 | 助成金（A） | 既受領額 | 今回請求額 | 残高A-（B+C） | プロジェクト完了年月日 | 備考 |
| 金額（B） | 出来高％ | 金額（C） | 出来高％ | 金額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）今回の請求額に係る領収書及び金融機関の振込受付書など支払完了を証する書類の写しを添付すること。

２　振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び預金の名義

**＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。**

別記様式第９号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト助成金

消費税仕入控除税額報告書

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けで助成金の交付決定の通知があった平成30年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトについて、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第13条第４項の規定に基づき下記のとおり報告する。

１　助成要領第14条の助成金の額の確定額　　　　　　　　　 金　　　　　　　　　円

　（平成　年　月　日付けによる額の確定通知額）

２　助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　　　　金　　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した　　　　　　　金　　　　　　　　　円

消費税仕入控除税額

４　助成金返還相当額

（３の金額から２の金額を減じて得た額）　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

（注）金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、プロジェクト実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

　　・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）

　　・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

　　・３の金額の積算の内訳

　　・プロジェクト実施者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載すること。

　（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期

も記載すること。

６　当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること。

（注）記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、プロジェクト実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

　　・免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

　　・簡易課税制度の適用を受けるプロジェクト実施者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印のあるもの。）

　　・プロジェクト実施者が消費税法第60条第４項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

**＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。**

別記様式第10号

特許権等出願届出書

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けで助成金の交付決定の通知があった平成30年度日本産水産物を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 特　　許

計画的に輸出するプロジェクトについて、下記のとおり、実用新案を出　　願 しますので、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 意　　匠

平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第15条第１項の規定により届出します。

記

１特許

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出願番号 | 出願年月日 | 発明の名称 | 特許出願人 | 発明者 |
|  |  |  |  |  |

２実用新案

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出願番号 | 出願年月日 | 考案の名称 | 実用新案登録出願人 | 考案者 |
|  |  |  |  |  |

３意匠

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出願番号 | 出願年月日 | 意匠に係る物品 | 意匠登録出願人 | 発明者 |
|  |  |  |  |  |

別記様式第11号

特許権等取得届出書

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けで提出した、特許等出願届出書記載のもののうち、

　　　　特　　許

下記の、実用新案　を取得しましたので、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成

　　　　意　　匠

（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第15条第２項の規定に

より届出します。

記

１特許

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 出願番号 | 出願年月日 | 発明の名称 | 特許出願人 | 発明者 | 取得年月日 | 取得番号 |
|  |  |  |  |  |  |  |

２実用新案

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 出願番号 | 出願年月日 | 考案の名称 | 実用新案登録出願人 | 考案者 | 取得年月日 | 取得番号 |
|  |  |  |  |  |  |  |

３意匠

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 出願番号 | 出願年月日 | 意匠に係る物品 | 意匠登録出願人 | 発明者 | 取得年月日 | 取得番号 |
|  |  |  |  |  |  |  |

別記様式第12－１号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトに係る特許権等の放棄の協議

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けをもって交付決定通知があった日本産水産物を計画的に輸出する

プロジェクトに関して、特許権等を放棄したいので、平成30年度水産物輸出産地緊急対策

事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第15条第3

項（1）の規定に基づき、下記により協議する。

記

１　開発課題

２　特許権等の種類及び番号

３　出願又は取得年月日

４　特許権等の概要

５　放棄の理由

別記様式第12－２号

平成３０年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトに係る特許権等の譲渡

（又は放棄）報告書

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　印

　平成　年　月　日付けをもって交付決定通知があった日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトに関して、特許権等を譲渡（又は放棄）したので、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第15条第3項（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　開発課題

２　特許権等の種類及び番号

３　出願又は取得年月日

４　特許権等の概要

５　相手先及び条件（譲渡の場合）

　放棄の理由（放棄の場合）

別記様式第13号

日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトにより導入した機器の処分承認申請書

番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会

会　 長 　 齋藤　壽典殿

住　　　　所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名　　　　　　　　　印

　平成30年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトにより導入した機器について、下記のとおり処分したいので、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（平成31年2月26日付け30水漁第1408号水産庁長官承認）第17条第１項の規定に基づき、下記により承認を申請する。

記

１.処分の理由

２.処分の方法

単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器名 | 処分方法 | 処分先 | 処分見積価格 | 備考 |
|  |  |  |  |  |

*（注）処分方法（目的外使用、譲渡、交換、貸付け又は担保提供）に応じ適宜記入すること。*

３.対象機器

単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器名 | メーカー名 | 取得年月日 | 取得金額 | 備考 |
| 助成金 | 自己負担金 |
|  |  |  |  |  |  |

*（注）処分制限期間を備考欄に記入すること。*

４.その他

＜添付資料＞

・機器の写真（各１葉）

・機器の設置状況の写真（各１葉）

・処分評価書

別記様式第14号

財　産　管　理　台　帳

事業主体名

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施年度 | 平成　年度 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得財産の内容 | 負担区分 | 処分制限期間 | 処分の状況 | 備考 |
| 財産名 | 取得年月日 | 取得金額 | 助成金 | 事業主体 | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分の内容 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）　１　処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。

　　　　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

　　　　３　備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は助成金返還額を記入すること。

　　　　４　この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

**＊朱書き部分は記入上の注意であるので、作成の際には朱書き部分を削除の上記入して下さい。**

別記様式第15号

日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクトにおいて導入した機器の管理運営規程

（目的）

1. この規程は、平成**30**年度日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト（以下「本事業」という。）の実施に際し、平成30年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領第19条に基づき、＜プロジェクト実施者名＞（以下「本事業実施者」という。）が導入した機器（以下「導入機器」という。）の適正な管理運営に資することを目的とする。

（機器の種類・数量・設置場所等）

第２条　導入機器の導入年月日、導入機器名、種類、型式、数量、設置場所、処分制限期間は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入年月日 | 導入機器名 | 種類 | 型式 | 数量 | 設置場所 | 処分制限期間 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  | 　　　　　年 |  |
|  |  |  |  |  |  | 　　　　　年 |  |
|  |  |  |  |  |  | 　　　　　年 |  |

（機器の管理運営方針）

1. 本事業実施者の代表者（以下「代表者」という。）は、導入機器が常に良好な状態で使用又は保全されるよう必要な措置を講じ、取得した目的にそって最も効率的な運用を図るものとする。

（管理責任者）

1. 導入機器を管理運営するための責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、代表者がその管理責任者を指名するものとする。

（使用者の範囲）

1. 導入機器を使用することができる者は、本事業実施者の職員及び管理責任者が必要と認めた者とする。

（機器の償却）

1. 導入機器の適正な償却を行い、この蓄積によって機器の保全と更新を図るものとする。

（その他）

1. 代表者は、この規程に定める事項の外、機器の管理運営上必要ある場合は、管理責任者の意見を聞いた上で別にそれを定めるものとする。

　　付　則　　この規程は平成　年　月　日から施行する。